

令和5年度第3回理事会の開催

令和5年度第3回理事会が令和5年6月27日、明治記念館・鳳凰の間において開催された。本理事会では、決議事項として3議案について諮られ、承認された。連絡事項として当面の主要会議等の開催計画に関する件の説明がなされた。第3回理事会の議事概要は下記のとおりである。

令和5年度第3回理事会の議事概要

I 日時：令和5年6月27日(火) 16:30～17:00

II 場所：明治記念館・鳳凰の間

III 出席者：

【理事】 上野弘道, 宇佐美 晃, 小山田富弥,
戒能 豪, 片岡辰一朗, 草場治雄,
藏内勇夫, 栗本まさ子, 佐伯 潤,
境 政人, 佐藤れえ子, 砂原和文,
高島一昭, 立川文雄, 田村 豊,
鳥海 弘, 西山治生, 森 尚志,
山田有仁, 横尾 彰

【監事】 市川陽一朗, 佐々木一弥, 柴山隆史

【欠席】 加地祥文(理事)

IV 議事

【決議事項】

第1号議案 代表理事及び執行理事等の選定に関する件
第2号議案 顧問の委嘱に関する件
第3号議案 副会長の順序に関する件

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

V 議長就任

事務局から、本理事会は、本会定款第37条第1項第5号に定める、代表理事及び執行理事の選定を行うための理事会である。本日は理事の総数21名のうち出席20名、欠席1名、監事総数3名のうち3名が出席しており、定款第41条に規定する定足数(理事現在数の過半数の出席)を満たしていることから、理事会が成立する。なお、定款第40条により、会長が理事会の議長に就任するが、会長選定前なので、代表理事である会長が選定されるまで、前会長の藏内理事が仮議長に就任して進行することとし、また、定款第45条の規定に基づき本日、選定する会長及び監事に議事録に署名・押印を依頼したい旨説明がなされ、以降、藏内理事が議事を進行した。

VI 議事

【決議事項】

第1号議案 代表理事及び執行理事等の選定に関する件
議案の1 代表理事及び執行理事の選定

事務局から、選出区分を会長として選任された藏内勇夫理事を代表理事として選定すること並びに執行理事20名を選定することについて諮られ、満場一致で承認された。以降、藏内会長が議長に就任した。

議案の2 副会長及び専務理事の選定

事務局から、副会長の選出区分である、砂原和文理事、鳥海 弘理事、栗本まさ子理事及び専務理事の選出区分である境 政人理事を、それぞれ副会長及び専務理事に選定することについて諮られ、満場一致で承認された。

議案の3 地区理事及び職域理事の選定

事務局から、選定された執行理事の中から、地区理事及び職域理事の名簿が示され、掲載のとおり選定することについて諮られ、満場一致で承認された。

第2号議案 顧問の委嘱に関する件

事務局から、定款第34条第1項で「本会に顧問若干名を置くことができる。」とされ、第2項で「顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て任期を定め、たうえで会長が委嘱する。」と規定されていることに基づき、現顧問である酒井健夫日本大学学長及び村中志朗東京都獣医師会顧問に顧問を委嘱することが諮られ、あわせて、任期については、会長が顧問に委嘱した日から2年後の通常総会までである旨が提案され、満場一致で承認された。

第3号議案 副会長の順序に関する件

事務局から、定款第27条において、副会長は、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行するとされており、本日、選定された3名の副会長の順序は砂原和文副会長、鳥海 弘副会長、栗本まさ子副会長の順序とすることについて諮られ、満場一致で承認された。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

事務局から、当面の主要会議等の開催計画について説明がなされた。

2 その他

(1) マイクロチップの装着・登録の義務化に向けた対応について、次の意見が述べられた。

ア 狂犬病予防事業におけるワンストップサービスについて、理事をはじめ地方獣医師会に情報伝達が不十分である。地方獣医師会がどのように対応してよいかわからないまま、一部の自治体が特例措置に参加してしまっている。参加を進めるべきか、待つべきか方向性を説明していただきたい。

イ 限られた条件でないと獣医師が検索できない仕組みとなっているため、ワンストップサービスにおける狂犬病予防注射業務を行ううえで、このような法的な制限から十分な対応ができないことがあるので

はないか。

ウ マイクロチップ装着・登録の義務化については、現在は販売用の犬猫だけであり、譲渡された犬猫など全ての動物のデータではない。法改正により全頭登録が義務付けられるまで特例措置への参加を待つべきである。

エ 特例措置について、環境省から推奨する文書が出されたことは、法的に特例措置が規定されたことの周知として事実である。一方で、犬の登録料の徴収は可能である旨の事務連絡も発出されている。別途、もっとよい方法を検討し、法律に記載するよう要請をしているところである。地方獣医師会等のご意見を聞きながら、しっかり要請をし、実現していきたい。

【閉会】

事務局から閉会が告げられた。